

私どもの方は、かなり、昭和の何年だったかと
いうのは正確に覚えていませんけれども、こうし
て将来推計を機械的にお示しして、どれだけその
ナップを埋めなきゃいけないかということを認
識して、それに寄与するために数字をお示しして
いるということをございます。

これは、裁判の中では、この間資料でお話をいたとおり、回答しても裁判の結論に影響なくふうに主張しているわけですね。赤木さんは、国会に回答あるいは提出すれば、裁判でわれている文書提出命令の申立ての審理がなくなるということは私も理解しています

とは認めていますよ、文書提出命令申立てが意味がなくなるということでは影響を及ぼす、ただ、それが不当な影響なのか、いい影響じゃないかと。裁判が早く終われば、被害者の救済に資するわけじゃないですか。なぜそれが不当な影響なのかと言つておられるわけですよ。

赤字国債の発行については、一九七五年、当時の大蔵委員会で、大平正芳大蔵大臣が、これはあくまでも異例のことであるというふうに述べられました。財政規律を保つための最低限の措置としてやはり單年度に限定をしたというところが、私、非常に大事だというふうに考えております。

○階委員　いざれにしても、二〇二五年度のプライマリーバランス黒字化を目標に掲げている以上は、財務省として、二〇二五年度の見通しも次の審議まで出していただきたい。

ただ、これは、意味がなくなるということは、 果たして裁判に不当な影響を及ぼすということに つながるのかどうかということを私は問題提起したいと思います。むしろ、不当な影響を及ぼすと いうよりも、その分、無理が早く進んで、赤木さ

逆に、不当な影響ということを選延させようとしているんですね
○越智委員長 財務省大鹿局長
過ぎておりまますので、簡潔に答

は、皆さんは裁判ですか。不当な影響
ください。

それで、底生大臣は、附議員の本を語っての質問にも答えて、無尽蔵に赤字国債を発行するものではないというふうにも述べられたんですが、結局、予算を組むのは時の政権ですから、赤字国債の多寡については時の政権の裁量に委ねられていて

は、これはやはり政府の統計に対する信頼を失わせしめるわけですね。私どもは、こうしたことが餘り一般の人には知られていないわけですけれども、むしろ、こういう将来の予測については、客観的、中立的な独立財政推計機関を設けて、そこを主張しておきたいと思います。

人の御遺族である赤木雅子さんの早期救済にも資するわけですよね。ですから、不当な影響を及ぼすどころか、国会に提出した方がむしろいい影響が及ぶ。

財務省としては、国会に提出することが不当な影響だと言っているということは、むしろ裁判を遅延させる、これが目的になつていんじやないですか。なぜ、この裁判を早く終わらせるようになりますが、不正当な影響なつか、この点につけてお

○大鹿政府参考人 お答えいたします。
私どもは、裁判を遅延するといった目的を持つ
ているわけではございません。
現在、当該訴訟において主要な論点となつていい
ることを踏まえますれば、この訴訟の一方当事者
である国としては、裁判所の判断を仰ぐべきで
あって、訴訟外において存否を含めて回答するこ
と自体が裁判官の訴訟指揮や判断に対し予断を及
ぼさぬかねない、そのことが裁判に不当な影響を及

るという点からすると、赤字国債がどんどん増えしていくということも十分考えられるわけであります。それで、二十二日に当委員会で参考人質疑が行われました。群馬大学名誉教授の山田博文先生は、複数年度にわたり特例公債の発行を自動的に認めることで国債が累積する、そうなれば国債償還が増大をする、国債の償還は優先して行わなければなりませんので、結局は国民生活関連予算を圧

残された時間があと僅かになってしまったが、前回に引き続き、赤木ファイルの問題について少し取り上げたいと思います。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。
御指摘のファイルにつきましては、委員御指摘の経緯をたどっております。それで、今後、裁判

ほすものになり得るといふうに考へてゐるといふことでござります。

迫することになる、こういうふうに指摘をされました。

そこで、私は、十九日の本会議において、財務省として予備的調査の求めに応じることが裁判に不当な影響を及ぼすというなら、具体的にどういう影響を及ぼすのか、そして、その影響は軽微ですか、あるいは抵み得るという答弁だったわけです。

所の訴訟指揮を踏まえて、その存否を明らかにする必要があるかも含めまして、原告との間でお互いに必要な主張を行つた上で、裁判所が、現在出ております文書提出命令の申立ての採否を決定されるということにならうかと思つております。

ということで、この続きをまた次回行いたいと思
います。
終わります。

〇二〇〇年までの八年間を見ましても、GDPはほぼ横ばい、一・〇五倍です。そして一方、国民負担率が四・九%、これは社会保障料などがそうですが、増えていると。

程度でなくして不当とまで言えるのはなぜなのかとどうお尋ねをしました。それに対し、財務大臣の答弁は何と言われたか。当該訴訟において主要な論点となっていることを踏まえれば、訴訟の一方の当事者である国といたしまして、裁判所の判断を仰ぐべきであって、訴訟外において存否を含めて回答すること自体が裁判所の訴訟指揮や判断に対して矛盾をもたらすから、裁判判に不当な影響を及ぼすことができないことから、裁判判に不当な影響を及ぼすものになり得るという答弁でした。

○階委員 私が言っているのは、影響を及ぼす
す。
このようすに、御指摘のファイルにつきまして
は、現在、この訴訟における主要な論点となつて
います。したがいまして、私どももしましては、
訴訟外の言動等によって訴訟に対する司法審査に
影響を及ぼすことは適切でないと考えておりま
す。国会を含めます訴訟外において回答を差し控
えて、国会を含めます訴訟外において回答を差し控
えたいということを申し上げている次第でありま
す。御理解いただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。
特例公債法案、来年度から五年間、自動的に特
例公債の発行を政府に認めるという法律案でござ
いますが、既にこの法律の経緯をよく御存じの野
田元総理、そして海江田元財務大臣から詳しい質
問が、指摘があり、発言する者あり、経産大臣が
ら、当時の財務金融委員長でしたかね、ございま
したので、私の方からは、一点だけ麻生総理に質
問をさせていただきたいというふうに思います。

○財政再建と経済成長の両立を図る、こうした視点で、これまで述べられたわけですが、結局経済は成長していくに違いないんじゃないか、この五年間を見ましても。こういう指摘については、麻生大臣自身、どのように受け止められましたでしょうか。

○麻生国務大臣 質問通告があつたのは前半のところだけで、後半のところはないよね。でしょ。
う。（清水委員「はい」と呼ぶ）間違いないね。

まず、最初の御質問には、これは御指摘があつておりますので、その点に関しましては、この辺

水先生の御質問の答弁というものは、質問者の階先生、そのお隣に座つておりますけれども、特例公債法案は無尽蔵に赤字公債を発行することを可能にするものじやないか、そういう御質問があつたんだと受けまして、各年度における具体的な赤字公債の発行額というものは、これは特例公債法ではなくて毎年度の予算において定められておりません。この法案は赤字公債を無制限に発行可能とするというものではないという趣旨を申し上げたものであります。

結でありますので、そこは与野党が真摯に、赤字
國債発行が必要であるならば、その趣旨について
丁寧に国民に説明をして、野党は、その修正の意
義をしっかりと伝えて決着させることによって
あつて、私は、やはり財政の単年度主義というの
は逸脱するべきではない。
先ほど指摘しましたけれども、結局、経済成長
と財政再建が両立されていないというのはそのと
おりであります。提案理由説明にありましたから
質問させていただきましたけれども、結局、山田
参考人からも旨意がありましたけれども、本当に

災害により納税者がその財産に相当な損失を受けた場合に、その災害のやんだ日から二月以内にされた納税者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、一定の国税の納税を猶予することができる」とを規定したものでございます。

○清水委員 国税通則法第四十六条、今答弁がありましたように、その災害がやんだ日から二か月以内にされたその者の申請に基づき、その納付期限から一年以内の期間に限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができると規定され

○住民政府参考人　お答えいたします
このコロナ特例でございますが、昨年四月のコロナ税制特例法において規定をされているものでございまして、国税通則法第四十六条第一項、先ほど御質問のあつた規定を読み替えて適用する構造になつてございます。

これは、国税通則法第四十六条第一項において、災害により納税者がその財産に相当な損失を受けた場合には、延滞税なし、担保を求めないという格好での納税猶予の制度が設けられておりまして、これと同様の法的な効果をもたらす

現在の厳しい財政状況を考慮すると、これほど考えても、当面の間、特例公債というものを全く発行せずという形で財政運営を行うということは困難と考えております。

したがいまして、複数年度にわたる特例公債の発行根拠といふもの設けることは、これは安定的に財政運営を確保する観点から必要な対応と考えております。先ほど、安定している状況じゃないかという御指摘も他の議員からあつておりましたけれども、それは今の状況でいえばそうかもしれません、来年そうなつているという保証なんはありませんが、来年そうなつているというようにありますから。

したがいまして、私どもとしては、安定的な財政運営というのを確保する観点から必要な対応だと考えておると申し上げているのであって、したがって、毎年予算の議決があるということも御存じのとおりなので、これをもつて特例公債の複数年度化を行つたというものではないというよう御理解いただければと存じます。

○清水委員 結局、財政法第四条というのは、国の歳出は公債又は借入金以外の歳費をもつてその財源としなければならないとしているのは、例えば、過去の戦争で戦費調達のために大量の国債を発行して国家財政と国民生活を破綻させた、痛苦の経験があつたからだと思うんです。この反省を立つなれば、複数年度にわたり赤字国債の発行を認めるべきではないというふうに思います。衆参ねじれの問題も引き合いに出されましたが、それども、それは時の有権者、国民の意思による帰

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。
御質問の国税通則法第四十六条第一項でございま
すが、これは、震災、風水害、落雷、火災等のよ
うな内容なのか、説明していただけますでしょ
うか。
配付資料の一を御覧ください。
これは納税猶予申請書の写しであります。これ
には、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対
応するための国税関係法律の臨時特例に関する法
律第二条により読み替えて適用する国税通則法第
四十六条第一項の規定により、以下のとおり納税
の猶予を申請します。」こう書かれております。
国税通則法第四十六条第一項というのはどのよ
うな内容なのか、説明していただけますでしょ
うよ。

この八年間を見ましても、GDPは横ばいなの
に、いわゆる企業の利益剰余金はどんどん増え
て、内部留保はどんどんたまっている。また、金
融資産をお持ちの方、純資産を一億円以上持つ
いる人たちもどんどん増えているわけです。こう
いうところへ適正な課税をすることなしに、私
は、本当にこの財政再建と経済成長はできないと
いうことを指摘しておきたいと思います。

次に、確定申告の時期でもありますので、納税
猶予の特例について質問をいたします。

この八年間を見ましても、GDPは横ばいなの
に、いわゆる企業の利益剰余金はどんどん増え
て、内部留保はどんどんたまっている。また、金
融資産をお持ちの方、純資産を一億円以上持つ
いる人たちもどんどん増えているわけです。こう
いうところへ適正な課税をすることなしに、私
は、本当にこの財政再建と経済成長はできないと
いうことを指摘しておきたいと思います。

次に、確定申告の時期でもありますので、納税
猶予の特例について質問をいたします。

この八年間を見ましても、GDPは横ばいなの
に、いわゆる企業の利益剰余金はどんどん増え
て、内部留保はどんどんたまっている。また、金
融資産をお持ちの方、純資産を一億円以上持つ
いる人たちもどんどん増えているわけです。こう
いうところへ適正な課税をすることなしに、私
は、本当にこの財政再建と経済成長はできないと
いうことを指摘しておきたいと思います。

今言われましたけれども、災害のやんだ日といふのは、災害が引き続き発生するおそれがなくなつて、その復旧に着手できる状態となつた日のことと規定していると思うんですが、国税庁、それでよろしいでしようか。

○鎌水政府参考人　お答えいたします。

国税通則法第四十六条第一項における災害のやんだ日につきましては、法令上の明確な定義はございませんけれども、その取扱いいたしまして、通達上、客観的に見て、申請をした者等が申告、納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日とするとしております。

具体的には、委員御指摘のとおり、災害により直接被災した場合には、災害が引き続き発生するおそれがなくなり、その復旧に着手できる状態になつた日や、それから、交通の途絶があつた場合には、交通機関が運行を始めた日などが該当することとしてございます。

○清水委員　その上で、住澤主税局長にもう一度確認するんですけども、今回の規模のコロナの感染拡大による、災害ですよ、いわゆる。これは税法にも想定されなかつたわけです。

だから読み替えてということになつていると思ふのですが、その四十六条第一項を読み替えて今回のかコロナウイルス感染症にも適用した、ここは間違いないですかね。そこを確認させてください。

特例をつくるということをございましたので、法技術上の効率性の観点からこの四十六条一項を読替え適用するということをいたしておりますが、元々、制度の趣旨いたしましては、物的な相当の損失を受けたような場合を念頭に置いているわけではなくて、あくまで四十六条二項以下の一般的な経済的な損失の場合を相手にしてございますので、元々、制度の位置づけとしては異なる制度ということをございます。

○清水委員 今そのように述べられましたけれども、新型コロナの影響を受けてこのような特例制度を創設されたという説明がございました。

そして、災害がやんだ日というところが非常に重要だというふうに思うんですが、現在もまだ緊急事態宣言が発令中であります。解除の話も府県によっては出てきておりますが、それでも感染者の数も下げ止まりといふこともありますし、油断をすれば第四波、第五波という感染拡大があるかもしれません。やはりこのコロナによる災害というものはまだやんだとは言えないと思うんですが、そこはいかがですか。

今言えるのか。

いわゆる災害とは違う制度だというふうにおっしゃいましたが、それを読み替えたということであるならば、やはりこのコロナによる災害というものはまだやんだとは言えないと思うんですが、そこはいかがですか。

○住澤政府参考人 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、この四十六条

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

二〇九

○住澤政府参考人 お答えをいたします。

一項は、災害により納税者がその財産に相当な損失を受けた場合に、無担保、延滞税なしでの納税猶予の制度を設けているものでございます。

今回のコロナ特例でございますが、確かに新型コロナの影響に配慮した措置ではございますけれども、政府といたしましては、このコロナ特例の納税猶予特例以外にも、政策金融機関による無利子融資あるいは無担保融資でありますとか様々な資金繰り支援なども行っているところでございまして、この制度を存続するかどうかという問題の問題であります。

○清水委員 私が聞いたのは、コロナ災害が終わつたかということを聞いているだけであって、その他の制度の説明を伺つてないわけではありません。

既にこの納税猶予の特例制度は二月一日で終了しているわけですが、では伺います。

新型コロナの影響は過去の災害にも匹敵する内容であるということは多くの国民の皆さんのが実感していることですし、誰がどう考へても、まだ緊急事態宣言下ですから、その災害がやんだというふうに考へている人もおられないと思います。

それで、この納税猶予の特例制度の運用実績について伺います。

国税、地方税、保険料で、納税の猶予の特例が利用された件数及び残高を教えていただきたい。これは国税庁、総務省、厚生労働省にそれぞれ確認させてください。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

一方、新型コロナ税特法により創設された納税の猶予の特例につきましては、先ほど御答弁申し上げましたけれども、適用件数は約二十八万件、それが適用税額は約一兆二千七百億円となつてござります。これは過去三十年間で最も大きく、これまでにない適用状況でございます。

○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。

地方政府が徴収する税については、令和二年十二月までの実績で、徴収猶予の特例の件数は二十五万三千件程度、税額は三千六百五十億円程度となつてござります。

○日原政府参考人 お答え申し上げます。

厚生年金保険料等の納付の猶予の特例につきまして、日本年金機構におきまして、事業所から十八日までに約九・一万事業所に対し許可を出させていただいておりまして、この許可の額で申しあげますと、約七千六百億円となつてございま

す。

○清水委員 ありがとうございます。

皆さん、お聞きになられましたか。物すごい件数と金額なんですね。国税と地方税を合わせると約一兆六千三百七十八億円、さらに、年金保険料や健康保険料を合わせると、納税猶予の特例に

ついては約一兆五千億円ということなんです。国税庁に改めて確認したいと思いますが、既存の納税の猶予制度の適用状況、例えば平成三十事務年度と比較して、運用状況はどうか。これは、平成三十年の事務年度の件数、税額及び今回と比較して、何倍ぐらいに納税猶予が増えたのか、これを教えていただきたいと思います。また、直近の件数や税額、これは例えば過去三十年の中で何番目ぐらいに多い数なのか、ここまで教えてください。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

消費税の特例猶予の適用件数が多い理由でございますが、これは詳細には私どもとしては把握しませんけれども、そもそも税額自体が、

こそ、この適用の税額の中で消費税が一番多いのか、私はそういうふうに見ているんですが、それ

で間違いないですか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

消費税の特例猶予の適用件数が多い理由でございますが、これは詳細には私どもとしては把握しませんけれども、そもそも税額自体が、

税収に占める割合が消費税が多いといったような要因ですとか、委員御指摘のような要因、様々な要因があろうかと思います。

○清水委員 時間が来ましたので、ちょっと途中になりました。

午後からの質疑でまたお願いしたいと思いますが、いずれにしても、一昨年の十月に消費税率が一〇%に増税された後に今回コロナの不況が押し寄せたということで、まさに二重の打撃となり、このような規模とこのような件数とこのような金額で納税猶予の適用がなされているということだけ指摘して、続きを午後に譲りたいと思います。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。今日も大変貴重な時間、ありがとうございます。この特例公債法、私は大変重要な法案だと思っております。そして、まさに

押し寄せたということなんですね。

配付資料の二を御覧いただきたいと思います。

つまり、リーマン・ショックや東日本大震災に相当する規模で、今回、この納税猶予の特例が活用されているわけですから、国税庁のデータ

で特徴的なのは、消費税に対しての特例猶予の適用が飛び抜けてるんですね、金額として、残高が、これは地方消費税分も含むんです、約七千五百億円で、約六割を占めているんです。

○清水委員 ありがとうございます。

皆さん、お聞きになられましたか。物すごい件

数と金額なんですね。国税と地方税はそうはいかない、赤字であつても多額の納税が発生するから、だから

こそ、この適用の税額の中で消費税が一番多いのか、私はそういうふうに見ているんですが、それ

で間違いないですか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

消費税の特例猶予の適用件数が多い理由でございますが、これは詳細には私どもとしては把握しませんけれども、そもそも税額自体が、

税収に占める割合が消費税が多いといったような要因ですとか、委員御指摘のような要因、様々な要因があろうかと思います。

○清水委員 時間が来ましたので、ちょっと途中になりました。

午後からの質疑でまたお願いしたいと思いますが、いずれにしても、一昨年の十月に消費税率が一〇%に増税された後に今回コロナの不況が押し寄せたということで、まさに二重の打撃となり、このような規模とこのような件数とこのような金額で納税猶予の適用がなされているということだけ指摘して、続きを午後に譲りたいと思います。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。今日も大変貴重な時間、ありがとうございます。この特例公債法、私は大変重要な法案だと思っております。そして、まさに

この財務金融委員会で真剣な議論がなされるべきものであるというふうに考えております。

EUと日本には私は大きな差があると思っておりまして、それは何かというと、財政規律に関してもどういったルールがあるか、そして、単にルールがあるかないかだけではなくて、それを守る気

があるかないかという意味で、私は、EUと残念ながら日本、米国には大きな差があるというふうに考えております。

アメリカには、後で後ほどまた御紹介いたしますけれども、種々のルールがありますけれども、これはなし崩し的にいつも守られずに変わっています

くというのが現状でございます。日本にも、今日議論になる特例公債法、元はといえば財政法四条に基づくものでございますけれども、こういった厳格なルールがありますけれども、アメリカと同様に守られていない。この財政規律を守る気がな

いというところから、私は、社会保障費の増大を本来何らかの税収で賄うべきであつたところを、これを賄わない、それが日本の消費税の今現在在一〇%、EUでは平均して二〇%というところの差に実はつながつていて、そして反面、国債残高の差にもつながつていて、そういうふうに考えておられます。

アメリカには、後で後ほどまた御紹介いたしますけれども、種々のルールがありますけれども、これはなし崩し的にいつも守られずに変わっています

くというのが現状でございます。日本にも、今日議論になる特例公債法、元はといえば財政法四条に基づくものでございますけれども、こういった厳格なルールがありますけれども、アメリカと同様に守られていない。この財政規律を守る気がな

いというところから、私は、社会保障費の増大を本来何らかの税収で賄うべきであつたところを、これを賄わない、それが日本の消費税の今現在在一〇%、EUでは平均して二〇%というところの差に実はつながつていて、そして反面、国債残高の差にもつながつていて、そういうふうに考えておられます。